

鳥取県風しん対策特別促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県風しん対策特別促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチン接種費の助成を行う鳥取県内の市町村（以下、「市町村」という。）に対して費用の一部を補助することにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、新生児の先天性風しん症候群の発症を予防することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付)

第3条 県は前条の目的を達成するため、別表一の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 本補助金の算定にあたっては、別表一の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、当該種目ごとの総事業費から寄付金、その他収入額及び実費徴収額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、本補助金は、次に掲げる事業については補助の対象としないものとする。

- (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (2) 法令、条例若しくは他の規則又はこれらに基づく知事の処分に違反した場合等その他相当と認められない事業

(交付の条件)

第5条 本補助金の交付を受ける者に対し、規則で定めるもののほか、本補助金の交付に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を風しんワクチン接種費緊急助成事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) 市町村が(1)から(3)により付した条件に違反した場合には、本補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及

び様式第2号によるものとし、別紙1及び別紙2を添付する。

3 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

4 規則第8条に定める交付申請をした者に対する交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第6条第3項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第2号、様式第4号、別紙1及び別紙2とする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日と、交付決定年度の翌年度の4月2日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月24日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第5号によるものとし、別紙1及び別紙2を添付する。

(提出書類の部数)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成26年3月20日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成26年4月1日接種分以降、平成27年3月31日までに市町村が行う別表第1欄に掲げる事業について適用する。

附 則

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成27年4月1日接種分以降、平成28年3月31日までに市町村が行う別表第1欄に掲げる事業について適用する。

附 則

1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、平成28年4月1日接種分以降、平成29年3月31日までに市町村が行う別表第1欄に掲げる事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、平成29年4月1日接種分以降、平成30年3月31日までに市町村が行う別表第1欄に掲げる事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、平成30年4月1日接種分以降、平成31年3月31日までに市町村が行う別表第1欄に掲げる事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成31年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、平成31年1月1日接種分以降、平成31年3月31日までに市町村が行う別表第1欄に掲げる事業について適用する。

なお、この要綱施行前の接種分の補助対象者は、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は平成31年3月26日から施行する。ただし、別表第二の改正に係る部分については、平成31年4月1日接種分以降、平成32年3月31日までに市町村が行う別表一に掲げる事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、令和2年4月1日接種分以降、令和3年3月31日までに市町村が行う別表第1欄に掲げる事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、令和3年4月1日接種分以降、令和4年3月31日までに市町村が行う別表第1欄に掲げる事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、令和4年4月1日接種分以降、令和5年3月31日までに市町村が行う別表第1欄に掲げる事業について適用する。

別表一

①区分	②種目	③基準額	④対象経費	⑤補助率
風しん対策特別促進事業 (対象者は別表二に掲げる者とする)	ア 麻しん風しん混合ワクチン イ 風しんワクチン	次により算出した額 8,000円×接種者数	麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチン接種に要する費用として市町村が負担した額(風しんワクチン接種費緊急助成事業に関する事務のために必要な職員手当、共済費(賃金に係る社会保険料)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料(医療機関への接種委託料は除く。)、使用料、賃借料、保険料を除く。)	1/2

別表二

対象者は、鳥取県内に在住している者であって、次のいずれかに該当する者とする。ただし、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下、同じ。)及び同居者(妊娠を希望する女性で風しん抗体価が低い者または妊娠している女性が居住する空間を同一にする頻度が高い者。以下、同じ。)にあつては、妊娠を希望する女性、又は妊娠している女性が県内に在住していない場合を除く。また、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、過去の抗体価検査により風しんの第5期の定期接種の対象者であることが判明している者を除く。

対象者	1 妊娠を希望する女性のうち、風しん抗体価の低い者 2 妊娠している女性の配偶者 3 妊娠している女性の同居者 4 妊娠を希望する女性(風しん抗体価の低い者に限る。)の同居者であつて、風しん抗体価の低い者
-----	---

※風しん抗体価が低いことの確認方法等について

- ・県が実施する「鳥取県保健所風しん抗体価検査・相談事業実施要領」及び「鳥取県風しん抗体価検査業務(委託医療機関)実施要領」に係る風しん抗体価検査(医療機関・保健所での無料の検査)を活用した結果、抗体価が低くワクチン接種を勧められた者を対象としてください。なお、当該検査を活用した者には、指定様式による結果通知書が発行されます。
- ・また、その他の検査(妊婦健康診査等)を活用された場合は、確実に医療機関で受検し、医師から抗体価が低くワクチン接種を勧められたことの確認を行ってください。